

8 番 通告7番 8番議員、瀬戸和雄です。質問事項は少し幅がありますが、
も、有害鳥獣対策の今後の展開はということで質問をさせていただきます。

有害鳥獣対策として、平成25年11月に大井町有害鳥獣捕獲隊が13名によって結成をされました。また、26年10月には大井町猟友会の会員による鳥獣被害対策実施隊というのが再結成をされております。現在の活動にいたっておりますけれども、しかしながら実施隊や捕獲隊の隊員の年齢を考えると、今後の活動にも影響が出てくることは避けられないと思っております。今なお、ふえ続けております有害鳥獣に対して、町はどのように対処するのか以下の質問をいたします。

前回行われました町政懇話会の中でもありましたけれども、後期基本計画における施策案として農業部門の中で有害鳥獣対策の充実とありますが、どのような施策を考えているのか、お尋ねをいたします。

2番目に、猟友会実施隊及び捕獲隊の高齢化に対する町の対策はということで、質問をいたします。

3番目に、有害鳥獣捕獲後の処理。例えばジビエ等について、町はどのように考えているのか。以上3点を質問といたします。よろしくお願いいたします。

町 長 通告7番 瀬戸和雄議員の、有害鳥獣対策の今後の展開はというようなことで、3点頂戴しているわけですが、本町においても年々有害鳥獣による農作物の被害は深刻化しているというような状況にあるわけですが。そのような状況の中で、衰退する農業、また農業後継者不足、耕作放棄地の増加といったさまざまな農業問題を抱えている。また、それが大きくなりつつあるというのが状況にあるわけですが。そのような中で、農業従事者の営農意欲の維持、また向上を図ることは農業振興を図る上で、非常に重要な施策じゃなかろうかな。またそのためにも有害鳥獣対策は、最優先すべき課題であるというような認識のもとに、いろんな対策を講じておるところでございます。

町では近年、その対策事業でございますが、24年に有害鳥獣被害防止事業補助制度を開始しまして、有害鳥獣の捕獲者や防護柵設置者に対する補助金交付を行っておるところでございます。そして、平成25年には、国の過疎地域等自立活性化推進交付金を財源とし、相和地域の農業者等を中心とした有害鳥獣捕獲隊を組織し、猟友会や町と連携しながら捕獲活動を開始したものでございます。また、同交付金にハクビシン、狸などの小動物を安楽死させる機器の導入を図り、農業者等の負担軽減を図り、わな設置の促進などを図っておるところでございます。さらに、平成26年10

月においては、鳥獣による農林水産業等にかかわる被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、大井町鳥獣被害防止計画を策定するとともに、大井町猟友会員を構成員とする有害鳥獣対策実施隊を組織したところでございます。そのほかにも、捕獲隊や実施隊、農業者等の需要に合わせ、毎年、くくりわなや箱わなを購入し、貸し出しを行っているところでございます。そのほかにも行っております。そのような対応の結果、町内全域での捕獲総数は平成25年度において17でしたが、平成26年度においては92と飛躍的に伸びております。特に、捕獲隊と実施隊が捕獲したイノシシと鹿は、平成25年度は14頭でしたが、平成26年には56頭になり両組織の積極的かつ連携した活動に大変深く感謝しているところでございます。

これも、こういう動物がふえてるということも言えるんじゃないかなかなと。捕獲する技術も上がっておりますが、さらに動物もふえてることかなと。そんな危惧も片方で抱いてるところでございます。さらに、注目すべきは捕獲隊の方々の周知などにより農業者による小型箱わな設置も徐々に増加しまして、農業者個人の積極的な活動も盛んになってきているところでございます。

そのような中で、1点目の御質問でございますが、先ほど申しましたように町内の組織や個人の活動が活発になってきている中、これらの活動に対する財政的な支援の充実や担い手の確保。特に、猟銃の免許を持った方々の人材確保のための施策をさらに推進することや、より効果的な捕獲を実施するため新技术を積極的に導入することが必要であると考えております。さらに現在、さまざまな機会を捉え、また広報等において、農業者の皆様からの積極的な被害届の提出をお願いしております。これは国や県に被害の実態を正確に伝えることや被害の多い場所での捕獲に力を入れるといった効率的な活動に役立てるためでございます。このように被害届を提出していただくことも重要な活動の一つであるということでございます。この辺のところは協力体制が少ないように見受けられるわけございまして、このような被害届を出していただくことによって、今後どのような対応を町で取れるのか。また県の施策もそういうようなことによって重点地域としてみなしていただけるもので、これの届け出も重要なことになってこようかと思っております。これらにつきましては、さらに周知や啓発を図ってまいりたいと考えているところでございます。

現在、このような方針で後期基本計画の策定の中で、さらに具体的な検討を進めてまいりたいと思っております。

2点目の御質問でございますが、全国的にも狩猟する方の高齢化や

猟友会員の減少は大きな問題となっており、本町でも例外ではないわけでございまして、現在、猟友会の会員数は10名、そのうち実施隊の構成員となっている方は7名で平均年齢は64歳、最年少者の方は48歳、最高齢者は74歳となっております。このような状況を町猟友会も危機的感覚を持ち、会への勧誘等を積極的に行っていただいておりますが、昨年、新規に加入された方もあるわけでございます。若手の確保は難しいようでございますし、特に銃を持つにはいろんな免許だとか制約があるわけでございますし、また、この辺のところは公安委員会もどちらかというところ、なるべく銃を持ちにくくするような制度に我が国はなってるわけでございまして、私も言うのは将来警察と自衛隊にこの有害駆除をやっていただかなければならないなどという話をした経緯もございます。あるところで、自衛隊の基地にクマが出たと言いましたら、自衛隊員が処理をするんじゃなくして、猟友会に処理してもらったというような笑えるような、自衛隊は人を殺すけど、殺してもいいけど、けだものは殺さないというような笑い話が出た経緯があるんですが、今後非常にこの辺のところは私は大きな課題になってくるんじゃないかなと思います。

このような点で、担い手不足を解消していくにはなかなか難しいのかなというような思いをするわけでございますが、そのような中で足柄上地区の1市5町において共通課題であることから、今後懸念される人員不足を想定し、各市町で策定済の鳥獣被害防止計画を足柄上地域鳥獣被害防止計画に改定し、市町村間で容易に実施隊員を派遣できる体制を整えたところでございます。幸い本町においては、捕獲隊と実施隊の連携した活動により現在のところは、他市町に派遣要請を行う必要はございません。これも今後の高齢化に対する対策の一つであろうかと考えるところでございます。また、昨年、県民を対象とした伊勢原射撃場見学会や地域で積極的な活動を行っている方の勉強会を開催するなど、県も人材確保に力を入れており、今後も県をはじめとしたこのような事業については広く周知をしてまいりたいと思います。また、大井射撃場においても、このような方々への協力はさせてほしいというような申し出をいただいているところでございます。いずれにいたしましても、先ほどと同様、後期基本計画策定の中で、検討を進めてまいります。

次に、捕獲後の処理、ジビエ等について町はどのように考えてるかというような御質問でございます。有害鳥獣対策事業の唯一の目的は、農作物を守るために有害鳥獣を完全に駆逐することです。そして、捕獲した有害鳥獣を円滑に処理することが有害鳥獣対策事業の推進において非常に重要であり、ジビエ活用は処理の一つの手段として有効であると捉えてお

ります。

さて、ジビエの活用の現状でございますが、現在、全国的に捕獲された野生獣の食用肉は捕獲者が自家処理する、また業者によって処理加工がされた後、販売処理がされる2通りがございます。なお、大井町において捕獲者が自家処理しており販売処理は行われておりません。まず、販売処理をする場合でございますが、通常、家畜の食肉を処理加工し販売するために、と畜場、食肉処理場、食肉販売店がかかわり、それぞれにと畜場法、食品衛生法に基づき許可が必要であるとともに、衛生面での問題が発生しないよう施設基準や施設管理の運営基準等の遵守が求められます。

一方、野生獣を扱う場合はと畜場は必要とせず、と畜場法は適用されませんが、食品衛生法に適合した処理加工施設の設置が義務づけられるとともに、処理にあたっては衛生管理が同法に基づき都道府県が定める管理運営基準を遵守することを定めています。しかし、この基準は全都道府県で定められているわけではございませんし、このような状況の中で、国では処理加工業者等による衛生管理のための取り組み、行政機関による管理指導等の参考となる具体的な処理方法など、衛生管理の徹底を図るため、野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドラインをまとめてございます。神奈川県においても、管理運営基準が定められているため、この国のガイドラインをもとに指導が行われているというような状況にあるわけでございます。法令的には、このような状況でございますが、施設を継続・安定運営していくことも重要な課題となり施設を継続的・安定的に運営するためには、野生獣である有害鳥獣を安定確保することも必要でございますが、対象が野生であるがゆえ難しい面もございます。

過去に近隣自治体でも有害鳥獣を対象とした加工処理施設建設の検討が行われた例がございますが、結果としては断念せざるを得なかったというようなことでございます。その理由といたしましては、一自治体を対象とエリアとした場合、施設の安定した運営が可能な十分かつ、安定した捕獲が難しいということでございます。その対策として、広域での取り組みも検討いたしました。広域となれば捕獲場所から加工施設までが遠距離となり、捕獲したものの食料として使用できないケースの割合が高まるといったことが大きな問題となったようでございます。以上のように、販売処理を想定しますと、さまざまな課題があり、さらに施設の安定した運営のためには、十分かつ安定した捕獲が必要であるということが完全駆逐という有害鳥獣対策の目的に相反することとなり、具体的には今の時点では容易じゃないんじゃないかならうか。

販売を想定しない場合でございますが、施設整備が求められるなど法

的規制や安定供給といった課題もなく、その実施は容易であるわけでございます。まずは自家処理をしていただいて、家庭内で処理するばかりではなく、知人や地域の行事に提供されておるといようなことでございます。当町においても猟友会から提供を受けたものを四季のさとまつりで、しし汁等で配付させていただいたり、まつり等で御利用させていただいたりといようなことでございます。観光客にサービスをさせていただいたといようなこともあるわけでございますが、何はともあれ、こんにちにおいてはこれを駆除を徹底していくということがまず第一じゃないかなと町では受けとめておるところでございます。今後もそのような取り組みをしてまいりたいと考えているところでございます。

そして、先ほどの答弁の中で自衛隊は人を殺すといようなことを申しましたが、これは行き過ぎな声でございますが、過去に自衛隊の基地でそんな話もなされたといような中で、安易にそんな発言をしたことをこの場を借りまして、取り消しをさせていただき答弁とさせていただきます。

- 8 番 それでは、再質問に入ります。1項目目の、基本計画における施策案として鳥獣対策の充実を図っていくといことの中で、町長の答弁の中では財政支援と、また農家から被害届の実態等の提出を元に対処をしていくといようなお話がございましたけど、実は被害届の提出については農協でもやっていると思うんです。その中で町に対しては、農家からの被害届の提出等はあるのでしょうか。

地域振興課長 町にも報告がございます。ただ、状況からして非常に少ないといことでございますので、その辺を推進したいといことです。農協でも受け付けているといことでお話がございましたが、農協と町と連携を取ってどちらでも受けられるようにといことで、それぞれの単独の事業ではございません。連携した事業といことで解釈いただきたいと思えます。以上です。

- 8 番 はい、わかりました。それでは、この対策の充実といことで、後期基本計画における施策を今後実施をしていくといことでございますので、次の猟友会及び実施隊の捕獲隊の高齢化に対する町の対策といことで、お伺い、難しいといことで猟友会においては10名、実施隊においては7名といことで、捕獲隊については当初は13名で隊員で結成をしてまいりました。

実は、過去に私が議会談義の中で第182条のところで猟友会の小松邦勝さんという方でインタビューしましたところ、我々の活動は長くても10年でできればいいかなといようなお話をされておりました。有害鳥獣のこ

の増加に伴ってもう今、現時点の中で先を見越した対策が必要じゃないかということで考えてるんです。捕獲隊にしても猟友会にしてもそうですけども、高齢化が非常に進んでるという中で、今後こういう隊に対してどのような取り組みをして隊員の確保に向けてやっていくのか。その辺のお考えをお伺いします。

地域振興課長 人材確保ということは非常に重要ということで認識を持っておりまして、先ほどの町長の答弁の中でもございましたけれども、今後その総合計画の中でも人材確保、特に猟銃を扱える方の人材確保ということが非常に重要であるということを認識しています。ということで、それにつきましては当然以前から意識を持った中で、いろいろと補助制度等の対応はしてきております。今のところ、例えば猟銃の免許を取得という観点からは特に、直接的な補助制度はないんですけれども、その辺を今後は検討していくべきではないかなというふうな認識を持っております。この辺につきましては、後期基本計画、それから実施計画も含めまして検討は深めていきたいなと思っております。以上です。

町長 補足をさせてください。私が就任した当時は、大井町に大日本猟友会の副会長さんもいらっしゃったし、そのような中で大井町では47名ほどの猟友会員の方がいらっしゃいました。年齢も30代、40代の方も多かったですし、上も70代、80代の人でもいらっしゃったことは事実ですが、そうやって活動されておりましたし、当然、活動も活発であったわけでございます。当時は、カラスだとかカモだとかを有害駆除でやっていただくような時代でございまして、けだものをやっていただくなんていうことは、私も考えもつかなかったわけでございます。

しかし、ここ10年ぐらいの間に鹿やイノシシが入り込みまして、けだもののに、特に大型獣、大型けだものによる被害が目立つようになりましたというようなことでございます。そんなことで、対応を取っておるわけでございますが、国と言いますか、公安委員会においては、銃のない社会づくりというようなことを目指してるんです。ある面では。そういうような中では、狩猟用の銃においてもその対象になっております。銃を持つ人には大変な日常の管理を苦勞されてお持ちになってるわけでございます。当然、家族にも銃を持ってらっしゃる方のお宅というのはいろんな負担もあるわけでございますし、また銃を持つことによって年間どれだけ射撃をしたかというようなことまで報告するような状況にありますし、銃の検査等もあるというような。

私は今後これだけ国民が忙しい社会生活を送るようになってくると、銃を持つというようなことがさらに難しくなってくるんじゃないだろうか

なというような中では、銃がと言いますか、猟友会員がほぼゼロに将来なってしまうんじゃないだろうか。そんな中で、先ほども触れたわけですが、あのような発言してしまったわけですが、我々関東町村会と話題を提供するのは、将来自衛隊あたりに駆除してもらわなきゃ無理じゃないだろうか。そして、それも演習のような一つの計画を持った中で、どこへ追い詰めて、どう駆逐していくかというようなことをしなきゃ無理じゃないだろうか。そんなことも一方で言われておりますし、そんなことを今後は国に要望していくことも必要じゃないだろうかというようなレベルまできているというのが実情かと思うんです。

- 8 番 確かに、今現在、猟友会、実施隊と捕獲隊との連携の中で、捕獲した鳥獣に対して、猟友会の方に止め刺しをしてもらっているというのは実情でございます。こうした中で、実施隊、捕獲隊というグループはただ箱わな、くくりわな等によって鳥獣を捕獲するということだけなんです。捕獲した鳥獣に対しては、猟友会または自治体の方に処理をしてもらっているというのが現在の仕組みになります。したがって、これから本当にメンバーが少なくなっている中で、対策の一つとして有害鳥獣捕獲隊のメンバーもまだまだ第一種銃器の免許を取れる方もいると思うんです。その中で、先ほど課長からも話がありましたが、これからの協議会の中でも考えていかなければいけないなというふうなところもありますけれども、これは早急に何らかの手当をして隊員の確保を続けて、していかなければいけないと思うんですが、今後将来的にそういうふうな考えを持っていける考えはありますでしょうか。

地域振興課長 ただいまの質問は、捕獲隊員の中からその免許を取得者を出すべきではないかというふうな解釈でよろしいでしょうか。捕獲、今の御質問にありましたように、捕獲隊と実施隊は、それから町も含めてですけれども、有害鳥獣対策が連携した中で活動を行っております。その中で、捕獲したという段階では止め刺しが必要で、その段階では猟友会に協力を求めていると。実施隊に求めているというふうなところが実態でございます、今現在ということになります、そのような体制で大きな支障はないのかなと、今現在はそう思っているわけですが、しかし今後、銃を扱える方の人材確保というのは当然必要になるわけで、とにかく捕獲隊員に限らず、広く全町民とかを対象に、鉄砲を扱える方の人材確保は推進すべきではないかということで、先ほどの繰り返しになりますけれども、今後の実施計画、基本計画等の中で位置づけていきたい、そのような検討を進めていきたいと、そのように認識しております。以上です。

- 8 番 わかりました。それと、猟友会、実施隊ということの組織の中では、

明確な組織化が図られておりますけれども、捕獲隊につきましては町の地域振興課を柱としていろいろな打ち合わせをしたり、情報交換をしたりというような形を取っております。しかしながら、私の個人的な考えですけれども捕獲隊にしても組織化したほうが今後の取り組みの関係で、組織化したほうがいいんじゃないかなという考えでおります。これは、なぜかという、中井町では5名の農家がペアを組みましてわなをかけております。この部分につきましては、1日1時間見回りをするということで日当というか時間給でしょうけれど1,000円という形をとっています。捕獲隊にしても町民からの要請でわなをかけております。多いときには20カ所に及ぶわなをかけています。これは決まっております、わなをかけたら1日1回は見回りをしなければならないということであります。これは台風が来ても何が来ても必ず行かなければならない。そういう中で、時間大体20カ所回るのに時間にして大体1時間から1時間半、素直にかかってない、捕獲できてないとかそういうふうな、わなは外れてないとか、そういうのを確認しながら回って行くと、20カ所ですと遠く離れていれば別ですけども、そんなに離れてないところでは大体1時間から1時間半の時間を費やすということもあるんです。

なぜ私がこういうことを言うかという、これはもう捕獲隊の皆さんの意見ももちろん、これは聞かなきゃならないことなんだけど、そういうところからできれば、1日1回1時間、1時間半をかけて見回りをするにあたって中井町で1,000円の補助が出るというところの中で、大井町はどうかなというようなところでお尋ねをいたします。

地域振興課長 中井町の例ということを基準に、中井町のお話が出ましたので、中井町ということを経験したことを基準に話をしたいんですけど、中井町の対応というのが、詳細にわからないですけども、今、話の中では1時間1,000円ということですか。ということでございますが、その組織と言いますか、その人たちに年間どのような支援と言いますか、その辺をされているのかというのが、把握しておりませんが、大井町においては確かに1時間1,000円とか活動に対する補助金という、支援というのではないんですけども、この捕獲隊に対しましては保険。傷害保険の費用とか、それから当然わなを町で購入して貸し出すとか、それから捕獲隊員統一のベスト、それを購入したり、それから隊員となる以前にどうしてもわな免許取得が必要になりますので、その免許取得にかかる費用等も町が全額負担している状況でございます。一応、それで、そのような対応をしているところでございますが、では見回りの件ということになりますと、確かに出してない状況でございます。できませれば、その農作業、その中で農作業を

兼ねた見回りを心がけてもらうとか、その辺負担軽減をしていただければ
なと感じておるところではありますが、ただ確かに皆さん、隊員の皆さん
負担が大きいということであれば、その担い手と言いますか、何ですか。
捕獲隊の組織と隊員として続かないというふうな話になってしまえば、
非常に支障がでてきます。

今のところ隊員の皆様からそういった具体的な話がない状況ではござ
いますけれども、今後そういうふうな声が大きくなるようでありませ
ば、その辺も含めて検討すべきかなと感じます。以上です。

町 長 少し補足をさせていただきます。そういうような御苦勞されている方
への支弁ということも今後考える必要があるのかどうかというのは、課
長の方で答弁したようなことの中で、とりあえずは対応していつてい
ただきたいと思います。しかしながら、この問題は、我々が今、足柄上地
区でいろんな協議をやっておりますけど、問題は一番の問題は特に曾我
山じゃなかろうかと思っているんです。これはなぜかと言うと、みかん
園が今日のイノシシをふやす要因になったんじゃないかなと思います
。それと合わせて、小田原の対策というのはどっちかと言えば、久野
のほうに目が向いているんです。もっとこっちを、曾我山、大磯丘陵に
目を向けてもらいたい。それと合わせて、二宮町においても大磯町にお
いても大変苦勞しているわけですね。ですから、平塚市においても。
これ大磯丘陵一つとなって計画的と言いますか、さっき言いましたよ
うに、戦略的に駆除していかなきゃならないんじゃないかなと思うん
です。ですから、大井町だけ、中井町だけの問題じゃなくして、この大
磯丘陵全体でどうするかという、私は協議をこれから立ち上げない限
り、どんどんどん大井町で取っても極端に言えば、小田原のイノシ
シとか、二宮・中井のイノシシをとっているというようなことにもつな
がらないわけです。だから、全体で駆除していくような、こんな方法論
を考えないといけないんじゃないかなと思いますし、特に曾我丘陵
においてはみかん園の荒廢化が大井町以上に進んでおりますもので、こ
の辺のところは私は大きなイノシシ等の繁殖地になってるんじゃないか
ろうか。この辺のところは課題じゃなかろうかなと思います。他町との連
携をさらに強くしてやっていく必要があるというようなことを感じてお
るところでございます。そういう対応を今後とってまいりたいと考えて
おります。

8 番 わかりました。先ほど、課長からも話がありましたけれども、確かに
捕獲隊は資格習得までは町の補助金をいただいてやってるというところ
で、なかなか難しいところがあるのかなというようなことも考えており

ます。

各町で対応が大なり小なり違ってると思うんですけども、今後、9月の5日ですか。何か、資格習得の試験か何かがあったということ。今回5名の方が通ったということでございますけども、今後はやる気が、よし俺も捕獲隊に入って、資格を取ってやるんだというふうな気持ちを持ってる方には、全額じゃなくても半額にしてもいいと思うんです。そういう中で、ある程度の必要経費というか、それを見てやるというような方向に持っていっても私はいいんじゃないかなというような感じはしてます。この問題は、ここで打ち切らせていただきます。

次に、小動物、ハクビシン、狸等。今、大分また出てきておりますけど、これを捕獲した場合に捕獲者が処理をなさいというところでございますが、先ほど報告がありましたけれども、ガスで処理するものが町にありますけれども、今までガスによる処理は何件ぐらいやっているんでしょうか。

地域振興課長 具体的な資料が今、手持ちにございませんが、導入以来20頭は処理はしているかと思います。以上です。

8 番 明確ではないけども、20頭ぐらいということで。実は、この小動物の処理、私も捕獲した分はそのまま川に沈めて処理をします。ところが、これをうちでは昔から畑の隅に埋めるというのが、昔からのならわしでありまして、そういう形で処理をしております。しかしながら頭数が多くなると、畑の一角が墓場になっちゃうわけですね。というところで、過去に同僚議員の方から質問があったと思うんですが、東部清掃組合の中に40センチの投入口をつくって、そこで焼くというような話も過去にあったと思うんです。しかしながら、この間、私も猫がひかれたのを目の前で見まして、生活環境課に電話を入れまして取りにきてくれよということで取りにきていただきました。取りにくるのは清掃会社の収集車の方が取りにきてくれますけども、これはごみと一緒に焼却してしまうのか。先ほど今言いましたけども、別の投入口から別個に、中が燃えてるのは同じですから、どこから入れても。そういう要するに、ひかれるのは昼も夜も関係ありませんから、ごみの収集というのは午前中でやるというふうな。例えば、収集車がないときにそういう死骸を取りにきてもらって投入するというのは、投入口から入れて処理をしているのか。その辺をまず最初にお聞きます。

生活環境課長 ただいまの御質問。投入口からの小動物につきましては、特にこれは道路等でひかれた小動物に関してを投入するためにやむなく設けた投入口から投入してるということでございます。通常のごみと一緒にもし投

入されますと、それを運ぶ段階で、炉の中で運ぶ段階でひっかかってしまうということもございますので、小動物に限っては道路でひかれた小動物に限ってはその投入口から投入しているというのが現状でございます。以上です。

- 8 番 私、今これを聞いたのは本来どこから投入しようが何しようが構わないけども、私が聞いたのは今言ったように箱わな等で捕獲された鳥獣が、ひと月に何頭か捕獲できるわけです。それを処分の仕方は人それぞれみんな違うだろうと思いますけども、それを自分で処理するということと先ほども私が言いましたけども、畑の一角が墓場になるというふうなところで、もし小動物であるならば処分をした中で、焼却場に持って行って埋めることなく焼いてもらうというようなことはできないのかどうかを、今後の課題だろうけど、そういうふうな方向性は持っていただけないのかどうかをお尋ねします。

生活環境課長 ただいま御質問の東部清掃組合、美化センターの投入口への投入ということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、これは公道等でひかれた小動物の処分に困りまして、やむなく設置した投入口であるということがまず第一でございます。本来、炉の構造上、あるいは機能上動物の焼却対応はなかなか難しいものと聞いてございます。頻繁にあるいはまとまって、あるいは遅い時間帯に搬入・投入されたりしますと、燃え残ってしまうという問題があると聞いてございますので、今現在は受け入れをしていないということが、道路でひかれた動物以外のものにつきましては受け入れをしていないという実情を御理解いただきたいと思います。以上でございます。

- 町 長 この件に関しましては、相和地域の方々とか捕獲隊だとか実施隊の方々からは特に言われておりませんが、ハクビシンぐらいのものですと埋めても差し支えないと思うんですが、大型獣になると穴を掘るにも結構深さも必要でしょうし、そうなってくると今作業するには重機で穴を掘って埋めるとかというようなことになりますし、それを本当にどこかへ埋めていいのかどうかという問題も検討しなきゃならないんじゃないのか。ある業者さんから言われたんです。それを解体してジビエ料理だとか、そういうように使えるものはいいいじゃないかと。しかしながら、どうしても使えないものはどうやって処理するのか。それを解体して、肥料のようなものにするのか。そんなことも今後は捕獲していく上において、考える必要があるんじゃないかなろうか。先ほど、瀬戸議員の御質問の中で、年間56頭も大型獣を獲りますと、今、実施隊の有力な方がいろんな形で処理してくださっておりますもので、事問題になっておりませ

んが、この問題をどうしていくのかというようなこと。どこかそういうふうな肉の処理の過程で出てくる廃棄物を処分してくださる方に処分料を払って処分してもらうか。こんなことも今後検討しておかなければならない課題の一つだというような認識を持っておるところでございます。以上でございます。

- 8 番 先ほど町長からジビエのことで、処理をするに当たって、食品衛生責任者の資格を持ってなきゃだめだと。いろいろ、そういうものはあります。しかしながら、本町においては四季の里におきまして加工所というふうなものがあります。有効活用ができてない、そういうものができるのであればいいかなというふうなことで、先ほど死骸の処理をどういうふうにするかについてですけども、これも将来的に1カ所でそういう処理のできるようなものをつくっていただければ、今後の活動の中身的な部分にでも影響が出てくるんじゃないかと思います。以上で、私の質問を終わります。